

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	生活排水課	整理番号	2-16
処分の種類	特定事業場からの排除下水の事故時の応急措置命令			
根拠法令条例等・条項	下水道法第25条の10の規定において準用する同法第12条の9第2項			
処分の概要	流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して流域下水道を使用する者が基準に適合しない下水を排出し事故を起こしたが所要の応急措置を講じない場合は、その者に対し、所要の応急措置を講ずるよう命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	* 審査基準未設定 流域下水道へ直接下水を排出する特定事業場がないため。			
基準の制定根拠	—			